の三、一二〇〇の四、字花ノ木谷一一九五の三、一一九五の九、一一九五の一一、一一九五の一二、一一九五の四三、一一九五の四五、一一九五の八〇、関町坂下字大瀧六九一の一から六九一の三まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、六九二の一、六九三、加太北在家字福竈六五二五から六五二九まで・字大川六五三〇・六五三二・六五三三・六五三六（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）、六五三四、六五三五、字黒岩六五三七・六五三九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、六五三八、六五四〇

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(一)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字尾草七五九八・七五九九の一・字乙ケ平七六一二の二・字東カンケ谷八一九六の二・八一九六の四から八一九六の一〇まで・八一九六の一三（以上十二筆について次の図に示す部分に限る。）

(二)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び亀山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年九月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福井県勝山市野向町北野津又一四九字六谷一の三

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(一)　立木の伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び勝山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年九月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道虻田郡洞爺湖町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道小樽市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

三　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道小樽市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁並びに小樽市役所及び洞爺湖町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○海上保安庁告示第六十五号

航路標識の設置について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十七年九月十五日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称	備讃瀬戸北航路A灯標
位置	
所在地	波節岩灯標（香川県丸亀市）の北東方約九〇〇メートル
北緯	三四―二一―〇五
東経	一三三―四三―一〇
灯質	黄色X形頭標一個付　黄色　柱形　単閃黄光　毎四秒に一閃光
光達距離	実効光度一〇三カンデラ
明弧	五・〇海里
高さ	全度
点灯年月日	平成二十七年八月二十二日
記事	一　附属施設　レーダー反射器 二　四国地方整備局高松港湾・空港整備事務所管理

名称	備讃瀬戸北航路B灯標
位置	
所在地	波節岩灯標（香川県丸亀市）の北東方約一・一キロメートル
北緯	三四―二一―〇八
東経	一三三―四三―二〇
灯質	黄色X形頭標一個付　黄色　柱形　単閃黄光　毎四秒に一閃光
光達距離	実効光度一〇三カンデラ
明弧	五・〇海里
高さ	全度
点灯年月日	平成二十七年八月二十二日
記事	一　附属施設　レーダー反射器 二　四国地方整備局高松港湾・空港整備事務所管理

名称	備讃瀬戸北航路C灯標
位置	
所在地	波節岩灯標（香川県丸亀市）の北東方約一・四キロメートル
北緯	三四―二一―一一
東経	一三三―四三―三〇
灯質	黄色X形頭標一個付　黄色　柱形　単閃黄光　毎四秒に一閃光
光達距離	実効光度一〇三カンデラ
明弧	五・〇海里
高さ	全度
点灯年月日	平成二十七年八月二十二日
記事	一　附属施設　レーダー反射器 二　四国地方整備局高松港湾・空港整備事務所管理

名称	備讃瀬戸北航路D灯標
位置	
所在地	波節岩灯標（香川県丸亀市）の北東方約一・六キロメートル
北緯	三四―二一―一四
東経	一三三―四三―三九
灯質	黄色X形頭標一個付　黄色　柱形　単閃黄光　毎四秒に一閃光
光達距離	実効光度一〇三カンデラ
明弧	五・〇海里
高さ	全度
点灯年月日	平成二十七年八月二十一日
記事	一　附属施設　レーダー反射器 二　四国地方整備局高松港湾・空港整備事務所管理

塗色及び構造

名称	備讃瀬戸北航路A灯標
位置	
所在地	波節岩灯標（香川県丸亀市）の北東方約九〇〇メートル
北緯	三四―二一―〇五
東経	一三三―四三―一〇
塗色及び構造	黄色X形頭標一個付　黄色　柱形
灯質	単閃黄光　毎四秒に一閃光
光達距離	実効光度一〇三カンデラ
明弧	五・〇海里
高さ	全度
点灯年月日	平成二十七年八月二十二日
記事	一　附属施設　レーダー反射器 二　四国地方整備局高松港湾・空港整備事務所管理

名称	備讃瀬戸北航路B灯標
位置	
所在地	波節岩灯標（香川県丸亀市）の北東方約一・一キロメートル
北緯	三四―二一―〇八
東経	一三三―四三―二〇
塗色及び構造	黄色X形頭標一個付　黄色　柱形
灯質	単閃黄光　毎四秒に一閃光
光達距離	実効光度一〇三カンデラ
明弧	五・〇海里
高さ	全度
点灯年月日	平成二十七年八月二十二日
記事	一　附属施設　レーダー反射器 二　四国地方整備局高松港湾・空港整備事務所管理

名称	備讃瀬戸北航路C灯標
位置	
所在地	波節岩灯標（香川県丸亀市）の北東方約一・四キロメートル
北緯	三四―二一―一一
東経	一三三―四三―三〇
塗色及び構造	黄色X形頭標一個付　黄色　柱形
灯質	単閃黄光　毎四秒に一閃光
光達距離	実効光度一〇三カンデラ
明弧	五・〇海里
高さ	全度
点灯年月日	平成二十七年八月二十一日
記事	一　附属施設　レーダー反射器 二　四国地方整備局高松港湾・空港整備事務所管理

名称	備讃瀬戸北航路D灯標
位置	
所在地	波節岩灯標（香川県丸亀市）の北東方約一・六キロメートル
北緯	三四―二一―一四
東経	一三三―四三―三九
灯質	黄色X形頭標一個付　黄色　柱形　単閃黄光　毎四秒に一閃光
光達距離	実効光度一〇三カンデラ
明弧	五・〇海里
高さ	全度
点灯年月日	平成二十七年八月二十一日
記事	一　附属施設　レーダー反射器 二　四国地方整備局高松港湾・空港整備事務所管理

塗色及び構造

名称	備讃瀬戸北航路A灯標
位置	
所在地	波節岩灯標（香川県丸亀市）の北東方約九〇〇メートル
北緯	三四―二一―〇五
東経	一三三―四三―一〇
塗色及び構造	黄色X形頭標一個付　黄色　柱形
灯質	単閃黄光　毎四秒に一閃光
光達距離	実効光度一〇三カンデラ
明弧	五・〇海里
高さ	全度
点灯年月日	平成二十七年八月二十二日
記事	一　附属施設　レーダー反射器 二　四国地方整備局高松港湾・空港整備事務所管理

名称	備讃瀬戸北航路B灯標
位置	
所在地	波節岩灯標（香川県丸亀市）の北東方約一・一キロメートル
北緯	三四―二一―〇八
東経	一三三―四三―二〇
塗色及び構造	黄色X形頭標一個付　黄色　柱形
灯質	単閃黄光　毎四秒に一閃光
光達距離	実効光度一〇三カンデラ
明弧	五・〇海里
高さ	全度
点灯年月日	平成二十七年八月二十二日
記事	一　附属施設　レーダー反射器 二　四国地方整備局高松港湾・空港整備事務所管理

名称	備讃瀬戸北航路C灯標
位置	
所在地	波節岩灯標（香川県丸亀市）の北東方約一・四キロメートル
北緯	三四―二一―一一
東経	一三三―四三―三〇
塗色及び構造	黄色X形頭標一個付　黄色　柱形
灯質	単閃黄光　毎四秒に一閃光
光達距離	実効光度一〇三カンデラ
明弧	五・〇海里
高さ	全度
点灯年月日	平成二十七年八月二十一日
記事	一　附属施設　レーダー反射器 二　四国地方整備局高松港湾・空港整備事務所管理

名称	備讃瀬戸北航路D灯標
位置	
所在地	波節岩灯標（香川県丸亀市）の北東方約一・六キロメートル
北緯	三四―二一―一四
東経	一三三―四三―三九
塗色及び構造	黄色X形頭標一個付　黄色　柱形
灯質	単閃黄光　毎四秒に一閃光
光達距離	実効光度一〇三カンデラ
明弧	五・〇海里
高さ	全度
点灯年月日	平成二十七年八月二十一日
記事	一　附属施設　レーダー反射器 二　四国地方整備局高松港湾・空港整備事務所管理